

諮問日：令和元年9月25日（令和元年度（情）諮問第23号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（情）答申第6号）

件名：忌避の申出を判断する裁判官を忌避することができない法的根拠等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和元年7月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

作成又は取得していないことにより不開示とすることが可能であれば、国民の情報公開による知る権利を侵害することができることとなり、また、法的根拠がなく公務員が業務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書については、そもそも忌避の申出について判断する裁判官を忌避することはできる（民事訴訟法24条、刑事訴訟法21条参照）ことから、本件開示の申出の前提に誤解があると考えられ、苦情申出人が求めるような法的根拠が記載された司法行政文書は福岡高等裁判所において作成又は取得していない。
- 2 別紙記載3の文書については、「判事又は判事補を検事に任命し、また、検

事を判事又は判事補に任命することができることの法的根拠が記載された文書」と、別紙記載4の文書については、「検事から判事又は判事補に任命された裁判官が、被告が国、地方公共団体等の公的機関であった場合に、公正な裁判を行うことができる法的根拠が記載された文書」とそれぞれ整理したが、このような司法行政文書はいずれも福岡高等裁判所において作成又は取得していない。

3 その他の文書についても、苦情申出人が求める法的根拠が記載された司法行政文書は福岡高等裁判所において作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月24日 審議
- ④ 同年6月19日 審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 別紙記載1の文書について

民事訴訟法24条1項は、「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。」と規定し、刑事訴訟法21条1項は、「裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。」と規定しているところ、民事訴訟法及び刑事訴訟法のいずれにも、忌避の申立てに対して判断する裁判官を忌避することができない旨の規定はない。これらの規定の趣旨等によれば、忌避の申立てに対して判断する裁判官を忌避することはできることから、別紙記載1の文書は福岡高等裁判所において作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載1の文書

を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載1の文書を保有していないと認められる。

## 2 別紙記載3及び4の各文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載3の文書については、「判事又は判事補を検事に任命し、また、検事を判事又は判事補に任命することができることの法的根拠が記載された文書」と、別紙記載4の文書については、「検事から判事又は判事補に任命された裁判官が、被告が国、地方公共団体等の公的機関であった場合に、公正な裁判を行うことができる法的根拠が記載された文書」とそれぞれ整理したが、このような司法行政文書はいずれも福岡高等裁判所において作成し又は取得していないとのことである。当該各文書の性質を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載3及び4の各文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載3及び4の各文書を保有していないと認められる。

## 3 別紙記載2, 5及び6の各文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載2, 5及び6の各文書についても、苦情申出人が求める法的根拠が記載された司法行政文書は、福岡高等裁判所において作成し又は取得していないとのことであり、本件開示申出文書の内容及び性質を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載2, 5及び6の各文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載2, 5及び6の各文書を保有していないと認められる。

## 4 原判断の妥当性について

以上のとおり，原判断については，福岡高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子

## 別紙

- 1 忌避の申出において、忌避の申出を判断する裁判官を忌避することができない法的根拠
- 2 上級国民である裁判官が下級国民である一般市民の心理が分かる法的根拠
- 3 裁判官が判検交流を行う法的根拠
- 4 判検交流を行った裁判官が被告が国及び地方公共団体などの公的機関であった場合に、公正な裁判を行うことができる法的根拠
- 5 40歳以上の裁判官が裁量事項を判断するに際し30代の年齢の人の気持ちや感覚が分かる法的根拠
- 6 裁判手続において法律などに明文化されていない事項を誰がどのような法的根拠で決定するのかが分かる文書